

1 指導関係法規

《法令略称》

○ 法律

給食法	学校給食法
学校法	学校教育法
学図書法	学校図書館法
保健安全法	学校保健安全法
教科書無償法	義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律
教科書無償措置法	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
定通法	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法
義務教育標準法	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
産振法	産業教育振興法
社教法	社会教育法
地教法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
自治法	地方自治法
振興センター法	独立行政法人日本スポーツ振興センター法
夜間給食法	夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律
理振法	理科教育振興法
労基法	労働基準法
特別支援給食法	特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律

○ 規則

学校設備調査規則	
県立学校管理規則	鹿児島県立学校管理規則
県立高校学則	鹿児島県高等学校学則
通学区域規則	鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則
公有財産管理規則	鹿児島県公有財産管理規則
特別支援学校学則	鹿児島県立特別支援学校学則

(1) 学校の組織編成

① 修業年限, 学期, 休業日

- ア 修業年限 学校法第16, 32, 47, 49条の4, 56条
県立高校学則第3条
- イ 学 年 学校法施行規則第59, 79, 79条の8, 104条
県立高校学則第6条
- ウ 学 期 学校法施行令第29条 県立高校学則第6条
- エ 授業終始の時刻 学校法施行規則第60, 79条, 79条の8, 104条, 市町村立学校管理規則
- オ 休業日 学校法施行規則第61, 63, 79, 79条の8, 104条
学校法施行令第29条 県立高校学則第7条
県立学校管理規則第27, 28条
- カ 二部授業 学校法施行令第25条 学校法施行規則第9条

② 学級編制

- ア 学級編制 学校法施行規則第10, 40, 41, 69, 79, 79の2, 79の3, 80, 121条
小学校設置基準第5条 中学校設置基準第5条
高等学校設置基準第7条 学校法第81条
義務教育標準法第3～5条
義務教育標準法施行令第1条
義務教育標準法施行規則第3条
- イ 1学級の児童生徒数 学校法施行規則第136条
義務教育標準法第3条 小学校設置基準第4条 中学校設置基準第4条
高等学校設置基準第7条
高校標準法第6, 14条

③ 教育組織

- ア 義務設置の教職員 地教行法第31条
学校法第7, 37, 49, 49条の8, 60, 79, 82条
高等学校設置基準第8～11条 市町村立学校管理規則
県立学校管理規則第19, 20, 22条
- イ 任意設置の教職員 学校法第37, 49, 49条の8, 60, 82条
給食法第7条 市町村立学校管理規則
県立学校管理規則第22条の14, 23条
- ウ 教諭をもって充てる職員
学校法施行規則第44, 45, 70, 71, 79, 79条の8, 104, 124, 125条
市町村立学校管理規則 県立学校管理規則第22～第22条の10
- エ 教員等の設置基準 学校法施行規則第22, 23条
高等学校設置基準第8～11条
高等学校通信教育規程第5条
- オ 教員等の定数 地教行法第31, 41条

- カ 公立義務教育諸学校の定数標準
 義務教育標準法第2, 6～17条
 義務教育標準法施行令第1, 3～5条
- キ 公立高等学校の定数標準 高校標準法第2, 7～12, 22, 23条
 高校標準法施行令第3～4条
- ク 校務分掌組織と職員会議 学校法施行規則 第43, 48, 79, 104, 135条
 市町村立学校管理規則 県立学校管理規則第21, 25条

(2) 児童生徒

① 義務教育諸学校における入学・転学等

- ア 入 学 学校法第16, 17, 18, 36条 学校法施行令第5～8条
 学校法施行規則第35条 保健安全法第11, 12条
 市町村立学校管理規則
- イ 進 学 学校法施行規則第24条の2
 保健安全法施行規則第8条
- ウ 転 学 学校法施行令第4条 学校法施行規則第24条の3
 保健安全法施行規則第8条
- エ 退 学 学校法施行令第10条 市町村立学校管理規則
- オ 課程の修了・卒業 学校法施行令第22条
 学校法施行規則第57, 58, 79条
 市町村立学校管理規則
- カ 出席停止等 学校法第35, 49条 学校法施行令第19～21条
 保健安全法第19条 保健安全法施行令第5～7条
 保健安全法施行規則第18～21条
 市町村立学校管理規則

② 高等学校における入学・転学等

- ア 通学区域 通学区域規則
- イ 修業年限 学校法第56条 学校法施行規則第104条 県立高校学則第3条
- ウ 入学資格 学校法第57, 59条 学校法施行規則第95条
 市町村立学校管理規則
- エ 入学の選抜及び許可 学校法施行規則第90条
 県立高校学則第15～17条
- オ 転 学 学校法施行規則第24条, 学校法第59条 学校法施行規則第92条
 保健安全法施行規則第8条 県立高校学則第20, 21条
- カ 編 入 学 学校法第59条 学校法施行規則第91条
 県立高校学則第17条
- キ 休学, 退学 学校法第59条 学校法施行規則第26, 94条
 県立高校学則第22, 26, 27条

- ク 除 籍 県立高校学則第28条
- ケ 卒 業 学校法施行規則第96, 104条 県立高校学則第12, 13条
市町村立学校管理規則
- コ 留 学 学校法施行規則第93条 県立高校学則第20条, 21条の2
- サ 専攻科, 別科 学校法第58条
- ③ 特別支援学校における入学・転学等
 - ア 入 学 学校法施行令第11～16条
特別支援学校学則第13～16, 22条
 - イ 視覚障害者等でなくなったものの通知
学校法施行令第6条の2, 第6条の3 特別支援学校学則第14条の2
 - ウ 区域外就学等 学校法施行令第17, 18条
特別支援学校学則第18条
 - エ 退 学 学校法施行令第18条
特別支援学校学則第19, 20, 22, 25～27条
 - オ 全課程修了者の通知 学校法施行令第22条
特別支援学校学則第21条
- ④ 指導要録
 - 指導要録 学校法施行規則第24条
学校法施行令第31条 市町村立学校管理規則
県立学校管理規則第31条
- ⑤ 児童生徒に対する懲戒
 - 児童生徒に対する懲戒 学校法第11条 学校法施行規則第26条 県立高校学則第26条
市町村立学校管理規則 県立特別支援学校則第25条
- ⑥ 児童生徒の就労
 - ア 児童生徒の就労 児童憲章
 - イ 児童生徒の労働 憲法第27条 学校法第20, 145条 児童福祉法第34条
労基法第56, 64, 68, 118, 120条
年少者労働基準規則

(3) 教育活動

- ① 教育の目的, 目標
 - ア 学校教育の目的, 方針 基本法前文, 第1, 2条
学校法第21, 29, 45, 49条の2, 50, 72, 81条
 - イ 学校教育の目標 学校法第30, 46, 49条の3, 51条
 - ウ 政治教育 基本法第14条
 - エ 宗教教育 憲法第20条 基本法第15条
 - オ 義務教育の無償 憲法第26条 基本法第5条 学校法第6条
- ② 教育課程

- ア 小学校の教育課程
 - (ア) 教育課程の編成 学校法第33条
学校法施行規則第50, 52, 53条
小学校学習指導要領第1章総則 市町村立学校管理規則
 - (イ) 時間の配当 学校法施行規則第51条
小学校学習指導要領第1章総則 市町村立学校管理規則
 - (ウ) 指導上の配慮事項 学校法施行規則第54～56条の3
小学校学習指導要領第1章総則
- イ 中学校の教育課程
 - (ア) 教育課程の編成 学校法第48条
学校法施行規則第72, 74条, 75～77条
中学校学習指導要領第1章総則
 - (イ) 時間の配当 学校法施行規則第73条
中学校学習指導要領第1章総則
 - (ウ) 指導上の配慮事項 学校法施行規則第54～56条, 79条
中学校学習指導要領第1章総則
- ウ 義務教育学校の教育課程
 - (ア) 教育課程の編成 学校法第49条の7
学校法施行規則第79条の6
小・中学校学習指導要領第1章総則
 - (イ) 時間の配当 学校法施行規則第79条の5
小・中学校学習指導要領第1章総則
 - (ウ) 指導上の配慮事項 学校法第49条の6
学校法施行規則第79条の6, 7
小・中学校学習指導要領第1章総則
- エ 高等学校の教育課程
 - (ア) 教育課程の編成 学校法第52条
学校法施行規則第83～85条, 87, 88条
高等学校学習指導要領第1章総則 県立高校学則8条, 9条
 - (イ) 時間の配当 高等学校学習指導要領第1章総則 県立高校学則9条
 - (ウ) 指導計画の作成等 高等学校学習指導要領第1章総則
- オ 特別支援学校の教育課程
 - (ア) 教育課程の編成 学校法第77条 学校法施行規則第126～131条
特別支援学校学則第6条
 - (イ) 時間の配当 特別支援学校幼稚部教育要領第1章総則
特別支援学校学習指導要領(小学部・中学部・高等部)
第1章総則
- ③ 学校評価
 - ア 市町村立学校 学校法第42条, 43, 49, 49条の8 学校法施行規則第66～68条,
79条, 79条の8
市町村立学校管理規則
 - イ 県立学校 学校法第42, 62条 学校法施行規則第66～68条, 104条, 135条
県立学校管理規則第25条2の1～4項
- ④ 教科用図書, 教材, 教具
 - ア 教科用図書 学校法第34, 49, 62, 82条, 附則9条 県立学校教材取扱規則

学校法施行規則第89, 139条
教科書臨時措置法第2, 4～7条 地教行法第21条
教科書臨時措置法施行規則第4～7, 9, 10条
教科用図書検定規則
教科書無償措置法第10～14条

イ 教科用図書の無償措置

教科書無償措置法第1条
教科書無償措置法第3, 5, 10～14条
教科書無償措置法施行規則第1, 2, 4～6条
教科書無償措置法施行令第1, 2, 4～6, 13, 14条

ウ 教材, 教具

学校法第34, 49, 62, 82条 地教行法第33条
学校法施行規則第1条
高等学校設置基準第17条
高等学校通信教育規程第10条
県立学校教材取扱規則

(4) 体育, 保健, 安全, 給食

① 学校体育

ア 体育指導

小学校学習指導要領第1章総則, 第2章第9節, 第6章
中学校学習指導要領第1章総則, 第2章第7節, 第5章
高等学校学習指導要領第1章総則, 第2章第6節, 第3章10節, 第5章

イ スポーツの振興

スポーツ基本法第1～35条

② 学校保健

ア 学校保健計画

保健安全法第5条

イ 就学時の健康診断

保健安全法第11, 12条 保健安全法施行令第1～4条
保健安全法施行規則第3, 4条

ウ 児童生徒等の健康診断 (この項でいう児童生徒等とは, 学校に在学する幼児, 児童, 生徒又は学生をいう。)

保健安全法第13, 14, 17条 保健安全法施行規則第5～11条

エ 児童生徒等の健康相談 保健安全法第8条

オ 職員の健康診断

保健安全法第15～17条, 保健安全法施行規則第12～17条
鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程第4章

カ 感染症の予防

保健安全法第19～21条 保健安全法施行令第6, 7条
保健安全法施行規則第18～21条
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第1～6条
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2, 3条
市町村立学校管理規則

キ 学校環境衛生

保健安全法第6条
保健安全法施行規則第1, 2条

ク 受動喫煙対策

健康増進法の一部を改正する法律

③ 学校安全

ア 学校安全計画

保健安全法第27条

イ 危機管理マニュアル

保健安全法第29条

ウ 学校事故

国家賠償法第1～3条

- エ 災害共済給付
 - 民法第709～711, 714, 715, 717, 722条
 - 市町村立学校管理規則 県立学校管理規則第29条
 - 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「振興センター法」という。）第15～17, 30～33条
 - 振興センター法施行令第2～6条
 - 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令19～26, 28条

④ 学校給食

- ア 義務教育諸学校の給食
 - 給食法第1～14条 給食法施行令第1, 2条
 - 給食法施行規則第1, 2条 学校給食実施基準第1～4条
- イ 定時制高等学校の学校給食
 - 夜間給食法第1～8条 夜間給食法施行令第1条
 - 夜間給食法施行規則第1
 - 夜間学校給食実施基準第1～3条
- ウ 特別支援学校（幼稚部・高等部）
 - 特別支援給食法第1～7条 特別支援給食法施行令
 - 特別支援学校給食実施基準第1～4条

(5) 就学援助, 育英奨学

① 就学援助

- ア 教育の機会均等 憲法第26条 教育基本法第3～6条
- イ 学用品等の援助 学校法第19条 就学援助法第1～3条
- ウ 学校給食の援助 給食法第12条 給食法施行令第7条
- エ 保健医療の援助 保健安全法第24, 25条 保健安全法施行令第9, 10条
- オ 共済掛金の援助 振興センター法第29条 振興センター法施行令第18条
- カ 教育扶助 生活保護法第11, 13, 32条
- 生活保護法による保護基準

② 育英奨学

- ア 教育の機会均等 憲法第26条 教育基本法第4条
- イ 独立行政法人日本学生支援機構の支援
 - 独立行政法人日本学生支援機構法第3, 13～16条, 17条の2～17条の5
 - 独立行政法人日本学生支援機構法施行令第1～8条の2

③ 特別支援学校への就学奨励に関する法律第1～5条・施行令第1～4条・施行規則第1, 2条

④ 就学支援金 高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第3条～6条

⑤ その他の援助

- ア 旅客運賃割引証 旅客営業規則第28, 29, 36, 38, 40, 92, 103, 170, 171条
- イ 進路指導 学校法施行規則第71, 104条 職業安定法第26条
- ウ 職業紹介 職業安定法第26～28条

(6) 施設, 設備

① 施設, 設備の基準

- ア 施設, 設備の基準の基本 学校法第3条
 - 学校法施行規則第1条 保健安全法第6, 7条 消防法第17条
- イ 小学校, 中学校 学校法施行規則第1, 40～42, 69条, 79条の2
- 義務教育学校 学図書法第3条

- 保健安全法第6, 7条
- 小学校設置基準7～10条, 12条
- 中学校設置基準7～10条, 12条
- へき地教育振興法第3条
- 建築基準法第19条～41条
- 消防法第17条
- ウ 高等学校
 - 学校法施行規則第80, 101条
 - 高等学校設置基準第2, 12～16, 18条
 - 通信教育規程第7～9, 11条
 - 学図書法第3条 保健安全法第6, 7条
- エ 特別支援学校
 - 学校法施行規則第118条
 - 特別支援学校設置基準第13～18条
- オ 学校図書館の設備 学校法施行規則第1条 学図書法第2～4条
- カ 学校給食の施設, 設備
 - 給食法第6, 12条 給食法施行令第2～6条
 - 給食法施行規則第2条の3
 - 特別支援給食法第5条, 特別支援給食法施行令
 - 夜間給食法第5, 6条 学校給食衛生管理基準
 - 夜間給食法施行令第3～5条
- キ 理科教育の施設, 設備
 - 理振法第2, 3, 9条 理振法施行令第2条
- ク 産業教育の施設, 設備
 - 産振法第2, 3, 15, 16条
 - 産振法施行令第2～4条
- ケ 定時制教育, 通信教育の施設, 設備
 - 定通法第2, 3条
- コ 体育の施設, 設備
 - スポーツ基本法第12, 13, 33条
 - スポーツ基本法施行令第2条
- サ 幼稚園
 - 幼稚園設置基準第7～12条
- ② 施設, 設備の利用
 - ア 教育財産の範囲 自治法第237～241条 地教行法第21, 30条
 - イ 教育財産の管理 地方財政法第8条 地教行法第22, 28条
 - ウ 目的外利用の制限 自治法第238の4, 149条, 238条の2, 170条
 - エ 「社会教育その他公共のため」の使用
 - 憲法第89条 施設確保令第2～5条
 - スポーツ基本法第12条 社教法第44～48条
 - スポーツ基本法第13条 地方財政法第8条
 - 自治法第244条, 244条の2
 - オ その他の法令に基づく使用
 - 施設確保令第3条 公選法第39, 63, 161条
 - 公選法施行令第115～119, 124条
 - 消防法第29条, 水防法第21条
 - 災害救助法第9条 道路法第66～69条
 - 土地収用法第3, 11, 13条
- ③ 施設, 設備の維持
 - ア 維持, 管理 学校法第5条 自治法第232条

- 地方財政法第8, 9条 建築基準法第8条, 12条
自治法第244条の2 地教行法第23, 24, 28, 33条
下水道法10, 11条の3 消防法第17条 浄化槽法7~11条
給食法第6, 9条
学校給食衛生管理基準第1, 2
保健安全法第6条, 26条
保健安全法施行規則第1, 2条
- イ 学校環境
学校法施行規則第1条 高等学校設置基準第16条
幼稚園設置基準第7条
旅館業法第3条, 8条の2 旅館業法施行令第1条
建築基準法第48条 保健安全法第6条
保健安全法施行規則第1, 2条
- ウ 災害防止
消防法第8, 17条~17条の2の3
消防法施行令第3, 4, 6, 7, 10, 11, 25~27, 34条